

## 職務内容書

地方独立行政法人大阪市博物館機構 大阪市立東洋陶磁美術館 館長

### 【対象ポストの使命、求められる人物像】

大阪市立東洋陶磁美術館は、世界的に有名な「安宅コレクション」を住友グループ 21 社から寄贈されたことを記念して大阪市が設立したもので、昭和 57 (1982) 年 11 月に、都心に広がる緑と水の空間、中之島公園(大阪市北区中之島 1 丁目)に開館しました。

館蔵品は「安宅コレクション」の中国・韓国陶磁を中心に、「李秉昌(イ・ビョンチャン)コレクション」の韓国陶磁、濱田庄司作品などの寄贈や、日本陶磁の収集などにより、東洋陶磁のコレクションとして世界第一級の質と量を誇っています。また、ペルシア陶器、鼻煙壺など関連分野のコレクションの寄贈や、近年は近現代の作品収集にも注力して館蔵品の充実を図り、現在までに、国宝 2 点と重要文化財 13 点を含む、約 5,700 件を収蔵しています。

常設展示では、代表的な作品約 300 点によって、中国、韓国、日本の陶磁などを、自然採光展示ケース、回転式展示台、免震展示台などさまざまな工夫をこらしながら、独自の構成と方法により系統的にご紹介しています。また、年 1~2 回の企画展・特別展では、専門的なテーマのもと、これまでに築いてきた国内外の博物館等との連携・協力の実績を活かし、魅力ある内容の展示を開催しています。

当館の運営は、直営から指定管理者制度(平成 18 年度から平成 30 年度)を経て、平成 31 (2019) 年度からは、地方独立行政法人大阪市博物館機構(以下、「当機構」という)が担っています。また、現在、博物館相当施設の指定とともに、科学研究費補助金申請が可能な研究機関の指定を受けています。令和 7 年に開幕の大阪・関西万博に向け、令和 5 年秋の再開を念頭にエントランス等の改修計画を進めており、これまでに基本設計が完了しています。

公募対象館長として大阪市立東洋陶磁美術館(職員 14 名)を代表し、強いリーダーシップを発揮し、以下に掲げる基本理念の実現と使命達成に向けた業務を総理するとともに、中期目標を達成するため法人が掲げる計画を確実に実施できる能力を有する者を求めています。

(館の基本理念): 当館は東洋陶磁を中心とした質の高いコレクションを通して、美的体験の場を提供し、豊かな感性の育成と教養の向上に貢献していきます。

(館の使命): 住友グループ 21 社から大阪市に寄贈された世界的に有名な「安宅コレクション」をはじめ、「李秉昌(イ・ビョンチャン)コレクション」などの寄贈品を核とした収蔵品を基礎に、東洋陶磁の調査研究、保存伝承、収集展示、教育普及を行います。それによって、豊かな感性を育み、教養を高めるという美術館としての役割を果たし、大阪が誇り得る「世界で最も洗練された陶磁専門美術館」を目指します。

その他、当館の概要や直近の活動、当機構については、次のホームページを御覧ください。

大阪市立東洋陶磁美術館: <https://www.moco.or.jp/>

地方独立行政法人大阪市博物館機構: <https://ocm.osaka/>

### 1. 機関名: 大阪市立東洋陶磁美術館

当館は、当機構の目的や館の使命達成に向け、以下の業務を行うこととしている。

(1) 博物館等を設置すること。

- (2) 東洋陶磁その他関連する実物、標本、その他の資料(以下「博物館等資料」という。)を収集し、保管し、公衆の観覧に供すること。
- (3)博物館等資料に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- (4)博物館等資料並びにその保管及び公衆の観覧に関する調査研究を行うこと。
- (5)博物館等資料並びにその保管及び公衆の観覧並びに前号の調査研究に関する教育及び普及の事業を行うこと。
- (6)市民の生涯学習の機会を提供すること。
- (7)博物館等資料を貸し出し、及び交換すること。
- (8)他の博物館等、学校、学会その他の国内外の関係機関と連携し、及び協働すること。
- (9)第1号の博物館等の運営に関する調査研究及び評価等を行うこと。
- (10)前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2. ポスト:館長 1名(任期5年:令和4年4月1日～令和9年3月31日、勤務成績が良好な場合は、再任することがあります。)

### 3. 職務内容

館の基本的な経営方針を立案し、設立団体の長(大阪市長)が定める中期目標及びその達成のため当機構が定める中期計画に基づく上記1にかかげる業務及び下記の事項を総理する。あわせて、館の事業を通じて、当機構定款第1条に定める設置目的の達成を図る。

#### (1)館の経営

設立団体の長の認可を受けた中期計画及び設立団体の長に届け出た年度計画に基づいて当機構が行う大阪市立東洋陶磁美術館の業務全体を総理する。その際、上記1に掲げる業務と業務運営の効率化を両立させるために強いリーダーシップを発揮し、経営資源の効果的な配分、内外の情勢変化に対応した弾力的かつ効果的な計画の見直しを行うとともに、経営リスクの管理を行う。

#### (2)内部統制と館経営の健全性確保

館を代表して、適時適切な意思決定を行うとともに、当機構の経営会議や理事会等を通じて、館の経営や業務運営に関して外部の意見を聴き、これを館の経営に反映する。

同時に、広報活動や情報開示を推進して館の業務運営の透明性の確保を指導する。また、館職員のコンプライアンス(法令遵守、企業倫理)の徹底を図る。職員の多様な働き方を踏まえた職務環境の醸成など、職員の多様性を活かした経営をする。

#### (3)機構への貢献

館を代表して、当機構の他館との連携・協働を図るとともに、機構の設置目的の達成に貢献する。

#### (4)外部関係機関との連携

国内外の博物館、大学、研究機関、大阪市の諸機関、NPO法人・民間企業等の関係機関と十分に連携し、円滑な業務運営を図る。

### ○ 地方独立行政法人大阪市博物館機構定款(抄)

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)に基づき、博物館及び美術館(以下「博物館等」という。)を設置して、歴史、

美術、自然、科学及び科学技術に関する資料等を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、当該資料等に関する調査研究及び普及活動を通じて、市民の文化と教養の向上を図るとともに、学術の発展に寄与することを目的とする。

#### 4. 求める資格・経験等

学芸員としての専門知識と組織管理の実務経験、またはそれと同等の能力・経験を有し、変動する社会の中で広い視野に立って博物館の使命達成につとめ、次の事項を満たすことができる人材。

- (1) 原則として任期満了時点で 70 歳以下であること。
- (2) 日本と世界の博物館の現状と将来について見識を持っていること。
- (3) 館の使命に基づく事業計画の立案と適切な進捗管理ができること。
- (4) 展覧会をはじめ、各種の魅力的な事業が展開できること。
- (5) 改修工事の計画立案と進捗管理ができること。
- (6) 市民、他館、大学、国内外の関係機関、メディア等との連携・協働・交渉ができること。
- (7) 館職員の掌握と意識高揚を通じて組織を活性化できること。
- (8) 博物館経営におけるリスク評価・管理を行い、コンプライアンスの徹底ができること。
- (9) 多様な働き方を踏まえた、職務環境の醸成ができること。

#### 5. 勤務条件等

(1)勤務条件 ※下記条件等は募集時点のものであり、変更する場合があります。

- ・ 勤務形態:常勤
- ・ 休日:4週8休(勤務シフトによります)、年末年始(原則 12 月 29 日～翌 1 月 3 日まで)の休日
- ・ 勤務地:大阪市立東洋陶磁美術館(大阪市北区)
- ・ 給与:年収 1,000 万円(税込)に 10%(100 万円,税込)を上限とする業績給を加算  
通勤手当(月額上限 55,000 円)等
- ・ 福利厚生:法令の定めるところにより、大阪市職員共済組合(健康保険、年金)、大阪市職員互助会、地方公務員災害補償基金、雇用保険に加入
- ・ 危機管理:地震等災害時には 24 時間体制で勤務、緊急招集の場合あり  
※大阪又は近郊に居住可能な者に限る

(2)選考方法

- ・ 公募により以下のとおり選考する。
  - ① 一次選考((3)の応募書類による選考)
  - ② 二次選考(面接審査)
  - ③ 当機構理事会の審議を経て理事長が任命

(3)応募書類等

- ・【必須】履歴書(別紙指定様式①)と同書記載の主要業績に係る成果物(著作、論文等、展覧会図録等、講演会や学会発表資料)に関するものの内から、合計 5 点まで。
- ・【必須】自己アピール文書(以下について、別紙指定様式②で 2 枚(2,500 字)以内)
  - ① 自身の知識・経験、能力・実績等を踏まえ、今回の公募に応募した動機・理由
  - ② 今回応募する職務に関連した提言、抱負

- ③ 自分自身について、職務に関し優れていると考えられる点 など
- ・【任意】推薦書(他者の推薦がある場合は提出することができます、別紙指定様式③で800字程度)

#### 6. 欠格事項

当機構有期雇用職員就業規則第6条に該当する場合は、応募することはできません。

#### ○ 地方独立行政法人大阪市博物館機構有期雇用職員就業規則(抄)

第6条 受験の資格要件は、採用する職に必要な年齢、経験、学歴、免許等の条件を有することとし、理事長が別に定める。ただし、次の各号に該当する者は職員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法人又は大阪市において懲戒解雇の処分又はこれに相当する処分を受けた者であつて、当該処分の日から2年を経過していない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者